

2024 年 12 月 23 日 全 17 頁

サステナビリティ開示動向アップデート

高まるサステナビリティ情報の開示充実化の要請と企業の実務対応

コーポレート・アドバイザリー部 主任コンサルタント 宮内 久美

[要約]

- 2023 年 6 月に国際サステナビリティ基準審議会により、サステナビリティ開示基準が公表された。現在、サステナビリティ基準委員会において、この国際的なサステナビリティ基準をもとにした日本版サステナビリティ開示基準の開発が行われている。
- 金融庁金融審議会のワーキング・グループでは、サステナビリティ開示の制度化にあたり、適用対象、適用時期、保証制度の導入についての議論が行われている。本レポートでは検討中の論点について整理した。
- 海外では、EU において、2023 年 1 月、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）が発効。2024 年会計年度より段階的にサステナビリティ報告が求められている。一方米国では 2024 年 3 月、米国証券取引委員会が気候関連開示を義務化する最終規則を公表したが、企業等からの反発が大きく、現在、規則は執行停止となっている。
- サステナビリティ情報の開示は質量ともに充実していく方向であり、投資家にとっては有益である一方、企業の実務対応への負担は年々重くなっている。企業は、①ESG スコア等外部評価の向上の推進、②社内横断的な推進体制の整備、③社内ですぐに行っていることを明文化すること、等を通して、今後の開示強化に備えたい。

1. 日本版サステナビリティ開示基準

日本におけるサステナビリティ情報の開示は、コーポレートガバナンス・コードの改訂（2021 年 6 月）を起点に、内閣府令¹（2023 年 1 月 31 日公布・施行）等により、段階的に情報の充実が求められてきた。そうした国際的な開示基準として、2023 年 6 月に国際サステナビリティ基準審議会（以下 ISSB²）により、サステナビリティ開示基準 IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」、IFRS S2 号「気候関連開示」が公表された。現在、日本のサステナビリティ基準委員会（以下 SSB³）において、この国際的な開示基準をもとにし

¹ 企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

² International Sustainability Standard Board の略

³ Sustainability Standards Board of Japan の略

た日本版サステナビリティ開示基準の開発が行われている。2025 年 4 月以降、日本企業は段階的にはあるが、この新しい基準に基づきサステナビリティ開示が求められる予定である。

(1) SSBJ における開発の状況：2025 年 3 月末までに確定基準公表予定

SSBJ では、これまで主な論点について検討を行い、開示基準案を提示してきた。2024 年 3 月 29 日には、サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」及びサステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 1 号「一般開示基準（案）」、サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 2 号「気候関連開示基準（案）」を公表、その後、2024 年 7 月 31 日までパブリックコメントを募集した。なお、確定基準は、2024 年度中、遅くとも 2025 年 3 月 31 日までに公表するとしている。

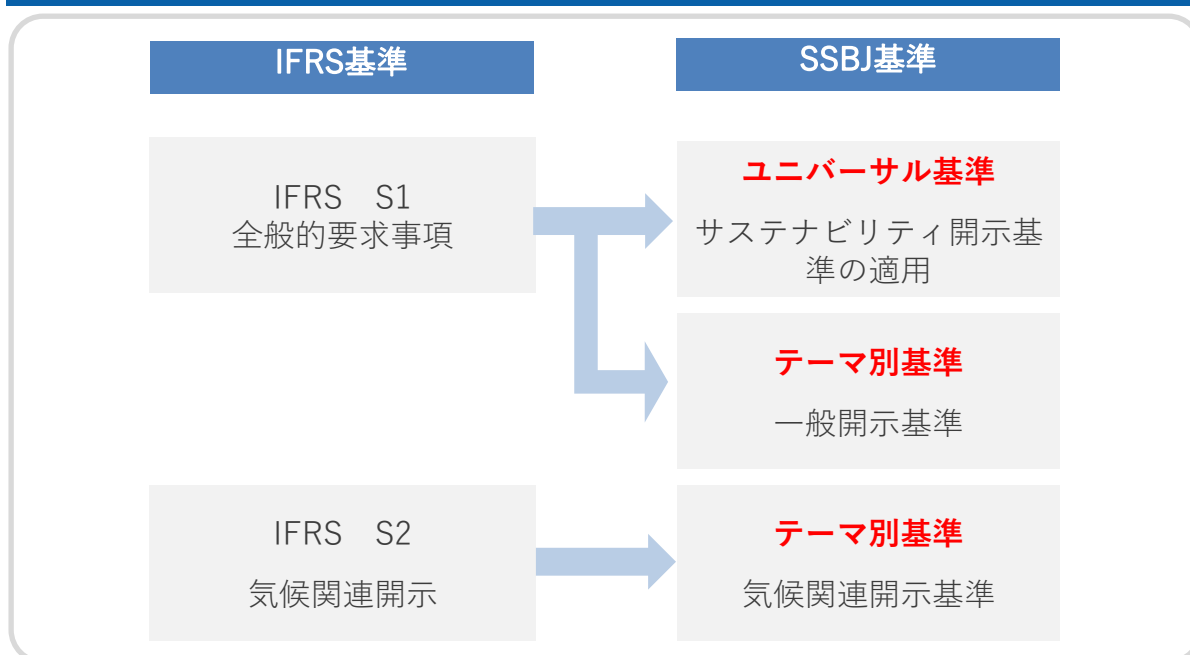
同基準に基づいたサステナビリティ開示は 2025 年 3 月 31 日以降に終了する決算期より開示可能となることから、早ければ 2025 年 3 月期決算から任意開示を行う企業も出てくる可能性がある。

(2) 公開草案の概要

SSBJ のウェブサイトにはサステナビリティ開示基準案についての特設サイトが開設され、新基準の公開草案についての解説が公表されている⁴。それによれば SSBJ 基準では、ISSB 基準の IFRS S1 号（全般的要求事項）はユニバーサル基準とテーマ別基準の一般開示基準に分けられている一方、IFRS S2 号（気候関連開示）はテーマ別基準の気候関連開示基準となっている（図表 1）。本稿では、各基準案の各論については割愛するが、図表 2、図表 3、図表 4 に示すような構成となっている。

⁴ SSBJ「特設サイトサステナビリティ開示基準案」[特設サイトサステナビリティ開示基準案](#) | [サステナビリティ基準委員会](#)

(図表 1) ISSB 基準と SSBJ 基準の構成の違い



出所：SSBJ「SSBJ 基準案の概要」より、大和総研作成

(図表 2) 適用基準案の構成

適用基準案の概要	
目的	サステナビリティ関連財務開示を作成し、報告する場合における、基本的な事項（IFRS S1号の「コア・コンテンツ」に相当する定め以外の定め）を示すこと
範囲	SSBJ基準に従いサステナビリティ関連財務開示を作成し、報告するにあたり適用（関連する財務諸表が準拠する会計基準によらない）
報告企業	関連する財務諸表と同じ報告企業（連結ベースの企業集団又は単体）
報告期間	財務諸表と同じ報告期間
報告のタイミング	原則として、財務諸表と同時に報告
情報の記載場所	財務諸表とあわせて開示
表示の単位	数値の表示に用いる単位を開示（グラム(g)、ジュール(J)等）
法令との関係	法令により開示が禁止されている場合、開示する必要はない
商業上の機密	サステナビリティ関連の機会に関する情報について、商業上の機密情報として一定の要件をすべて満たす場合に限り、開示しないことができる
リスク及び機会の識別	サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別にあたり、以下が要求される (1) SSBJ基準を適用 (2) SASBスタンダードにおける開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮
開示要求の識別	開示要求を識別するにあたり、以下が要求される (1) リスク又は機会に適用されるSSBJ基準を適用 (2) 適用されるSSBJ基準がない場合、SASBスタンダードに含まれている開示トピックに関連した指標を参照し、その適用可能性を考慮
重要性がある情報の開示	企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して重要性がある情報を開示
コネクティビティ	情報が関連する項目間、サステナビリティ開示内、サステナビリティ開示と財務諸表におけるつながりを理解できる情報を提供
公表承認日	サステナビリティ関連財務開示の公表承認日及び承認した機関又は個人の名称を開示
後発事象	公表承認日までに報告期間の末日現在で存在していた情報について情報を入手した場合、当該状況に関連する開示を更新 公表承認日までに発生する取引、その他の事象及び状況に関する情報について、当該情報を開示しないことにより主要な利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込み得る場合、開示
比較情報	当報告期間に開示されるすべての数値（有用な場合は説明的及び記述的情報も）について、前報告期間に係る比較情報を開示（経過措置あり）

出所：SSBJ「SSBJ 基準案の概要」より、大和総研作成

(図表 3) 一般基準案の構成

一般基準案の概要	
目的	一般目的財務報告書の主要な利用者が企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり有用な、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示（IFRS S1号の「コア・コンテンツ」に相当する定め）について定めること
コア・コンテンツ	ガバナンス、戦略、リスク管理、並びに指標及び目標に関する開示を提供

出所：SSBJ「SSBJ 基準案の概要」より、大和総研作成

(図表 4) 気候関連開示基準案の構成

気候基準案の概要	
目的	一般目的財務報告書の主要な利用者が企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり有用な、気候関連のリスク及び機会に関する情報の開示（IFRS S2号に相当する定め）について定めること
コア・コンテンツ	TCFD提言を踏まえ、気候関連のリスク及び機会に関して、ガバナンス、戦略（シナリオ分析に基づく気候レジリエンスの評価を含む）、リスク管理、並びに指標及び目標に関する開示を提供
産業横断的指標等	以下の産業横断的指標カテゴリーに関連する情報の開示 (1) スコープ1、スコープ2、スコープ3の温室効果ガス排出、 (2) 移行リスク、(3) 物理的リスク、(4) 機会、(5) 資本投下、(6) 内部炭素価格、 (7) 報酬
GHG排出	原則としてGHGプロトコルを用いることが要求されるが、法域の法令等（例えば温対法）でGHGプロトコルと異なる測定方法が要求される場合は、当該方法の利用が認められる
スコープ2	ロケーション基準に加え、次のいずれかを開示 (1) 契約証書を有している場合は、利用者の理解に必要な当該契約証書に関する情報 (2) マーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出量の開示
スコープ3	カテゴリー別にスコープ3温室効果ガス排出量を開示 資産運用、商業銀行、保険に関する活動の1つ以上を行っている場合、又は、それらを業として営むことについて企業が活動する法域の法律等により規制を受けている場合、ファイナンスド・エミッションについて開示
産業別の指標	産業別の指標のうち、主なものを開示 開示する産業別の指標を決定するにあたり、ISSBの「産業別ガイダンス」については、（適用は要求されないが）参照し、その適用可能性を考慮
気候関連の目標	気候関連の目標がある場合、当該目標に関する情報を開示（温室効果ガス排出目標を含む）

出所：SSBJ「SSBJ 基準案の概要」より、大和総研作成

(3) 法改正を視野に入れた金融庁ワーキング・グループでの議論

一方、SSBJの公開草案の公表と同時期の2024年3月、金融庁金融審議会に「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」が設置された。同ワーキング・グループではサステナビリティ開示の制度化にあたり、適用対象や適用時期、保証制度の導入についての議論が行われている。

これまでに4回の会議が開催されているが、第2回（2024年5月14日）会議で示されたサステナビリティ開示制度導入において検討が必要となり得る論点（案）は以下の通り。

- ① 適用対象と適用時期
- ② 経過措置（二段階開示の検討）
- ③ セーフハーバー
- ④ バリューチェーンに関するデータ収集
- ⑤ 実務的対応の明確化
- ⑥ 開示のメリットや負担軽減

以下、各論点の議論の方向性について簡単に解説する。

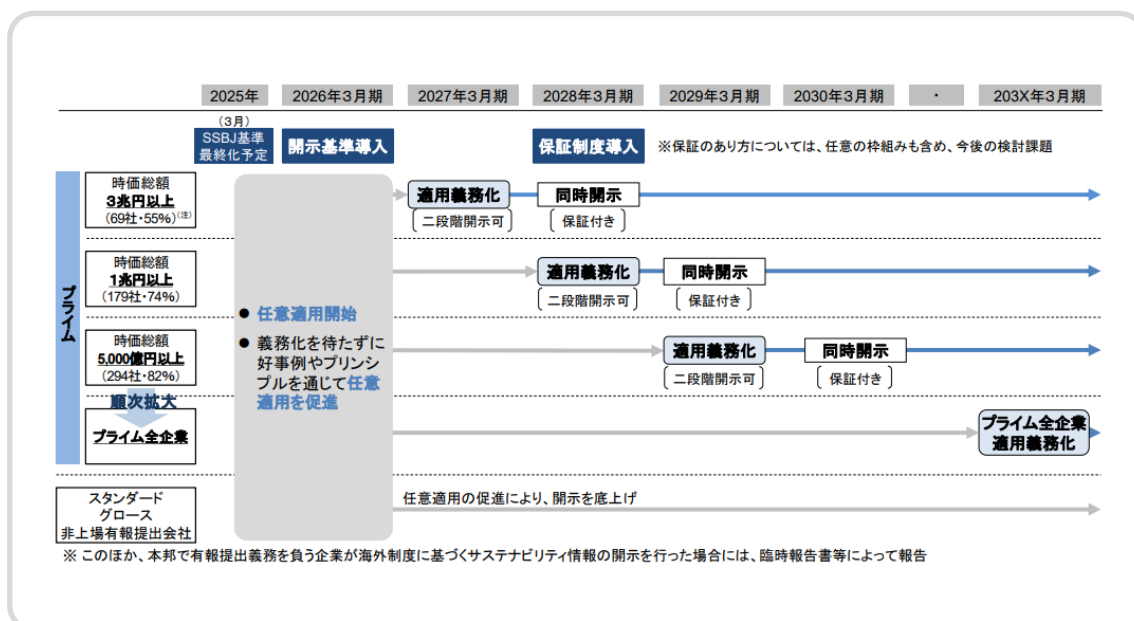
① 適用対象と適用時期

現在、新基準での開示はプライム市場上場企業に絞って適用を義務化する方向で議論が進んでいる。またプライム市場上場企業の中でも、時価総額 3 兆円以上の企業から段階的に導入する案が有望視されている（図表 5）。

同案によれば、時価総額 3 兆円以上の企業は 2025 年 3 月期決算より任意適用が開始となり、2026 年 3 月期決算より適用が義務化されるというスケジュールになる。

また対象範囲を決定するための時価総額の算出方法についても議論がされており、現時点では、「適用となる期の直前までの 5 事業年度末の時価総額の平均値」を用いることを想定している。

（図表 5）サステナビリティ開示の適用対象・適用時期の方向性



出所：金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（第 3 回）事務局説明資料 P. 2 抜粋

② 経過措置（二段階開示の検討）

有価証券報告書において新基準に基づきサステナビリティ情報を開示する場合、有価証券報告書の提出期限である「事業年度後 3 カ月以内」に提出が可能か、が議論となっている。

ISSB 基準においては経過措置として、報告初年度は財務諸表報告後半期報告に併せてサステナビリティ報告を行うことが許容されていることを踏まえ、我が国においても法定適用の初年度は二段階開示を容認する方向で議論が進んでいる。

二段階開示の方法として、有価証券報告書で一段階目の開示を行い、その後半期報告書等⁵においてサステナビリティ開示基準準拠に必要な事項を追加開示する。その際の一段階目の開示と追加開示における記載内容の明確化についても議論されており、有価証券報告書（一段階目）で記載することが考えられる事項としては、以下のような項目が挙げられている（確定ではない）。

- 2023 年 3 月期から開始しているサステナビリティ情報の開示（ガバナンス、リスク管理、戦略、指標と目標、人材育成方針と社内環境整備方針やこれらの方針に関する指標と目標）
- S1（全般的な要求事項）、S2（気候関連開示）における定性情報
- 定量情報のうち、提出期限までに作成が難しい情報（S2（気候関連開示）のスコープ 3 等）以外のもの

※ 記載に当たって、情報の集約・開示が間に合わない箇所がある等の場合、概算値や前年度の情報を記載することも考えられる。

③ セーフハーバー

サステナビリティ情報は、財務情報とは異なる特徴を有することが指摘されている。例えば、財務情報よりも定性的な情報が多いことや目標やターゲットの設定等による将来予測の情報が含むこと等である。

従って、サステナビリティ情報開示におけるエンフォースメント（課徴金、刑事罰、民事責任）の対象となる「重要な虚偽記載等」については、改めて検討をする必要があるとの議論が進んでいる。

過去の有価証券報告書の記載においてもいわゆるセーフハーバー・ルール⁶は検討されてきた経緯がある。現在の企業内容等開示ガイドライン（2023 年 1 月 31 日改正）⁷において、虚偽記載等に関する考え方が示されている。

④ バリューチェーンに関するデータ収集

新基準においては、温室効果ガス排出の絶対総量を Scope1～3 に分類して開示することが求められる。また、Scope3 については、GHG プロトコルの 15 カテゴリー別に開示することも求められている。

一方、実務的には Scope3 の GHG 排出量の測定は直接測定するのではなく、見積もりを使

⁵ 二段階目の報告方法は、有価証券報告書の訂正報告書または半期報告書への記載が検討されている

⁶ 将来情報等について、記載した事項と実際の結果との間に差異があった場合でも、一定の場合には「重要な虚偽記載等」の法令違反には問われないというルール

⁷ 金融庁「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」5-16-2、5-16-4

用するケースが多くなると想定される。見積もりを使用する際には、一定の仮定のもとに排出量を試算することから、測定の不確実性が課題となっている。

この点について、アナリスト等の情報利用者からは、情報開示は必要だが完璧な開示を求めているわけではなく、可能な範囲での開示の下で企業と情報利用者との対話を通じた開示精度の向上を狙う声があったとのことである。

⑤ 実務的対応の明確化

サステナビリティ情報開示のための実務的な対応について、簡便な対応が許容されるのであればそれを明らかにすべきではないかという議論がある。詳細については現状ではまともっていない。

⑥ 開示のメリットや負担軽減（任意開示の促進）

サステナビリティ開示基準に準拠して開示を行う企業に対して、メリットや負担軽減、開示の意義を実感できる仕組みが考えられないかという議論がある。

前述の通り、サステナビリティ開示の適用対象はプライム市場上場企業に限定される見通しであるが、当局は義務化対象の企業以外でも任意開示を積極的に行ってほしいとの意向がある。このため、ワーキング・グループでは、任意適用の方法についても議論を行っている（図表 6）。

（図表 6）任意適用の記載事項の考え方のイメージ

必須事項	● 2023年3月期より適用されている現行法上のサステナビリティ開示 ● サステナビリティ開示基準のうち、任意に適用する／しない項目の明示（準拠性の表明を意味するものではなく、記載方針を説明するために行うもの）
任意事項	● 全部適用 or 部分適用 ✓ 対応可能な事項から開示を進める観点から、部分適用も推奨（ただし、部分適用の場合には、サステナビリティ開示基準に準拠している旨の表明はできない） ● 二段階開示 or 同時開示 ✓ 任意の場合、2年目以降も二段階開示可（ただし、その場合には、開示基準が要請する同時報告義務を満たしていないため、部分適用と解される） ● 参照書類による開示 ✓ 統合報告書等で開示する場合には、有報でこれを参照することを推奨（注1） ● 保証の有無、保証範囲 ✓ 開示自体が任意であることから、保証も任意と考えられる。詳細は今後の検討課題（注2）

（注1）なお、投資家の投資判断にとって重要な事項については、有価証券報告書に記載することが必要。
（注2）2022年12月27日に公表された「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」では、サステナビリティ情報に対する保証のあり方について、「サステナビリティ情報の「記載欄」において、保証を受けている旨を記載する際には、投資家の投資判断を誤らせないよう、例えば、保証業務の提供者の名称、準拠した基準や枠組み、保証水準、保証業務の結果、保証業務の提供者の独立性等について明記することが重要であり、必要に応じてこのような取扱いを明確化することが考えられる。」としている。

出所：金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（第 3 回）事務局説明資料 P. 16 抜粋

（4）保証制度の導入についての議論

ワーキング・グループにおいて、サステナビリティ情報開示とともにテーマとなっているのが

保証制度である。保証制度の導入における論点は図表 7 のように整理されており、現在、海外での動向も踏まえて検討中である。

(図表 7) 保証制度導入に関する考えられる主な論点

論点1	サステナビリティ保証の範囲・水準
➤ 第三者保証の対象範囲は、公正妥当なサステナビリティ情報の開示の基準により作成された情報の全てか又はその一部にするか ➤ 保証水準は、限定的保証か合理的保証のどちらか、開示項目によって水準を分けるか、一定期間後に保証水準を変更するか	
論点2	サステナビリティ保証業務の担い手
➤ 保証業務実施者については、公認会計士以外も含む制度（profession-agnostic）にするか ➤ 金融商品取引法において、サステナビリティ保証業務を行う者を規制する枠組みをどのように規定すべきか（参入規制、義務、責任、業務制限等） ➤ サステナビリティ保証業務実施者の資質及びその確認のあり方、サステナビリティ保証人材の育成（財務諸表監査に支障を生じさせないためのリソース確保を含む）	
論点3	サステナビリティ保証業務に関する保証基準及び倫理・独立性基準
➤ 財務諸表監査における監査基準や倫理規則に相当するルールの体系や設定主体をどのようにするか、国際的なサステナビリティ保証業務に関する保証基準や倫理・独立性基準との整合性をどのように確保すべきか	
論点4	サステナビリティ保証業務実施者への検査・監督のあり方
➤ 金融庁や公認会計士・監査審査会の役割や権限の見直しも含めて、検査・監督のあり方はどうあるべきか	
論点5	自主規制機関の役割
➤ 自主規制機関の運営主体はどうあるべきか、どういった役割を果たすべきであるか	

出所：金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（第 3 回）事務局説明資料 P. 38 より、に大和総研作成

第 4 回までの議論では、保証制度の導入は開示基準導入の 2 年後を目途に、また保証適用範囲は当面 Scope1、2 のみを義務化対象とする方向となっている。

保証範囲については、欧州では全ての開示情報に関する保証を求められているが、日本においてはより現実的な保証範囲となる方向で議論が進んでいると言える。また保証水準は、海外の動向と同様に、当面は限定的保証⁸とすることが想定されている⁹。

⁸ 限定的保証と合理的保証：限定的保証は、実施した手続き及び入手した証拠に基づき、サステナビリティ情報に重要な虚偽表示があると信じさせる事項が認められたかどうかの結論を表明（消極的形式）。整合性まで評価する合理的保証業務より業務リスクが高い保証業務とされている

⁹ 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（第 4 回）事務局説明資料

2. 海外のサステナビリティ開示の動向

日本同様、海外においても順次 ISSB 基準の適用が進んでいくことが想定される。欧州では、先行して独自に開発されたサステナビリティ報告基準による開示がすでに始まっている。一方米国では、2024 年 3 月に気候関連の開示に関する規則が制定されたものの、企業等からの反発が大きく現在規則は執行停止となっている。以下、EU のサステナビリティ報告基準、米国の気候関連開示規則について簡単に解説する。

(1) EU のサステナビリティ報告基準

2023 年 1 月、EU で企業サステナビリティ報告指令（CSRD¹⁰）が発効された。CSRD では、2024 年会計年度より段階的にサステナビリティ報告を要求、適用対象は EU 規制市場に上場する全ての企業及び、非上場企業のうちの大会社¹¹の定義を満たす企業。開示適用時期と適用企業は図表 8 に示した通りである。一定の要件¹²を満たす場合 EU 域外企業も適用対象となることから、日本企業も適用対象となり得る。例えば、欧州子会社が大会社に該当する場合は、2025 会計年度から現地法人ベースでの開示が求められるほか、脚注 12 の要件を満たす場合は、2028 会計年度から連結ベースでの開示が求められる。

（図表 8）CSRD の適用時期と対象企業

適用時期	適用対象企業	開示時期	要対応日本企業例
2024会計年度	NFRD適用対象企業	期末日後12カ月以内（財務報告と同時）	
2025会計年度	NFRD適用対象外の大会社	期末日後12カ月以内（財務報告と同時）	欧州子会社が大会社に該当する場合（現地法人ベースでの開示）
2026会計年度	大会社に該当しない上場企業等（零細企業を除く）	期末日後12カ月以内（財務報告と同時）	
2028会計年度	EU域外企業	期末日後12カ月以内	EU域内での売上高等、要件を満たす場合（連結ベースでの開示）

出所：金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（第 1 回）事務局説明資料 P. 15 より、大和総研作成

CSRD のサステナビリティ開示の項目は、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS¹³）によって規定されている。その基準体系は、横断的基準（ESRS1、2）、環境（ESRS E1～E5）、社会（ESRS S1～4）、ガバナンス（ESRS G1）からなる（図表 9）。なお、ESRS 1 は ESRS 全体の構成や基本となるコンセプト、情報開示に当たっての全般的要件を示すものであり、開示項目は設定されてい

¹⁰ Corporate Sustainability Reporting Directive の略

¹¹ 大会社とは、従業員 250 人超、総資産残高 2500 万ユーロ超、純売上高 5000 万ユーロ超のうち 2 つを満たすもの

¹² EU 域内の純売上高が 1 億 5000 万ユーロ超であり、かつ（a）EU 子会社が大会社または上場企業等に該当、または（b）EU 支店の EU 域内の純売上高が 4000 万ユーロ超

¹³ European Sustainability Reporting Standards の略

い。

要求されている開示内容（詳細は、大和総研の解説レポート¹⁴を参照）は、例えば環境の開示テーマ（E1～E5）では、気候変動（E1）、汚染（E2）、水と海洋資源（E3）、生物多様性とエコシステム（E4）、資源利用と循環型経済（E5）に関する計五つのテーマがあり、また各々のテーマに対してガバナンス、戦略、影響・リスク・機会の管理、指標と目標の開示が求められている。CSRD で要求されている開示内容は ISSB 基準や日本版サステナビリティ開示基準が求める内容と比較しても、広範な情報の開示が求められていることがわかる。

（図表 9）ESRS の基準体系

標準的基準	環境	社会	ガバナンス
ESRS 1 全般的要求事項	ESRS E1 気候変動	ESRS S1 自社の労働者	ESRS G1 事業行動規範
ESRS 2 全般的開示	ESRS E2 汚染	ESRS S2 バリューチェーンの労働者	
	ESRS E3 水と海洋資源	ESRS S3 影響を受けるコミュニティ	
	ESRS E4 生物多様性とエコシステム	ESRS S4 消費者と最終ユーザー	
	ESRS E5 資源活用と循環型経済		

出所：欧州委員会 ESRS より、大和総研作成

各々のテーマにおける重要性の判断ツールとして、持続可能性事項のリスト（図表 10、11）が示されている。リスト中の項目が企業にとって重要と評価された場合は、その開示要件に従って報告する必要がある。

¹⁴ 藤野大輝「ESRS（欧州サステナビリティ報告基準）案の概要」（2023 年 7 月 5 日）[ESRS（欧州サステナビリティ報告基準）案の概要](#)

(図表 10) ESRS の持続可能性事項 (1)

トピック	サブトピック	サブサブトピック
ESRS E1 気候変動	気候変動への適応 気候変動の緩和 エネルギー	
ESRS E2 汚染	大気汚染 水質汚染 土壌汚染 生物及び食料資源の汚染 懸念物質 非常に高い懸念物質 マイクロプラスチック	
ESRS E3 水と海洋資源	水 海洋資源	水の消費 水の取水 水の排出 海洋への水の排出 海洋資源の再主と利用
ESRS E4 生物多様性と エコシステム	生物多様性喪失の直接的な影響要因	気候変動 土地利用の変化、淡水利用の変化、海水利用の変化 直接的な採取 外来種の侵入 汚染 その他
	種の保存への影響	例： 種の個体数 種の絶滅リスク
	生態系の範囲と状態への影響	例： 土地の劣化 砂漠化 土壌の封鎖
	生態系サービスへの影響と依存関係	
ESRS E5 資源活用と 循環型経済	資源の流入(資源の使用を含む) 製品およびサービスに関する資源の 流出 廃棄物	
ESRS S1 自社の労働者	労働条件	安定した雇用 労働時間 適正な賃金 社会的対話 結社の自由、労働組合の存在、労働者の情報提供、 協議及び参加券 団体交渉(団体協約の適用を受ける同社の割合を含む) ワークライフバランス 健康と安全
	全ての人に対する平等な待遇と機会	男女平等および同一価値労働に対する同一賃金 研究およびスキル開発 障がい者の雇用およびインクルージョン 職場における暴力およびハラスメント対策 多様性
	その他の労働関連の権利	児童労働 強制労働 適切な住居 プライバシー

出所：欧州委員会 ESRS より、大和総研作成

(図表 11) ESRS の持続可能性事項 (2)

トピック	サブトピック	サブサブトピック
ESRS S2 バリューチェーン の労働者	労働条件	安定した雇用 労働時間 適正な賃金 社会的対話 結社の自由(労働組合の存在を含む) 団体交渉 ワークライフバランス 健康と安全
	全ての人に対する平等な待遇と機会	男女平等および同一価値労働に対する同一賃金 研修およびスキル開発 障がい者の雇用およびインクルージョン 職場における暴力およびハラスメント対策 多様性
	その他の労働関連の権利	児童労働 強制労働 適切な住居 水と衛生 プライバシー
ESRS S3 影響を受ける コミュニティ	地域社会の経済的、社会的および文化的権利	適切な住居 適切な食料 水と衛生 土地に関する影響 安全に関する影響
	地域社会の市民的所有および政治的権利	表現の自由 集会の自由 人権擁護者への影響
	先住民の権利	自由で事前の十分な情報に基づく同意 自己決定 文化的権利
ESRS S4 消費者と エンドユーザー	消費者および/またはエンドユーザー に対する情報関連の影響	プライバシー 表現の自由 (質の高い)情報へのアクセス
	消費者および/またはエンドユーザー の個人の安全	健康と安全 個人の安全 子供の保護
	消費者および/またはエンドユーザー の社会的包摂	被差別 製品およびサービスへのアクセス 責任あるマーケティング慣行
ESRS G1 事業行動規範	企業文化 内部告発者の保護 動物福祉 政治的関与およびロビー活動 サプライヤーとの官営管理(支払い慣 行を含む)	
	汚職と賄賂	予防と検出(トレーニングを含む) インシデント

出所：欧州委員会 ESRS より、大和総研作成

(2) 米国の気候関連開示規則：現在、執行停止中

米国証券取引委員会（SEC）は、2024年3月6日、気候関連開示を義務化する最終規則を公表した。概要は以下の通りである¹⁵。開示内容は、TCFDやISSBの求める開示内容と類似したものとなっている。

- ・ 対象企業は外国企業も含む全ての SEC 登録企業、開示は企業規模に応じて段階的な適用
- ・ 開示媒体は年次報告書（Form 10-K、Form 20-F）と証券登録届出書（Form S-1）
- ・ 開示内容
 - 事業戦略、業績、財務状況に重大な影響を与える可能性があるか与えた気候関連リスクとその影響、及びリスクへの対処のための活動や支出等定量的・定性的な説明
 - 気候関連リスクに対処するための活動（移行計画、シナリオ分析、内部炭素価格等）
 - 気候関連リスクに対する取締役会の監督と役割
 - 気候関連リスクの特定、評価、管理のプロセス
 - 気候関連目標またはゴールが、事業、業績、財務状況に重大な影響を与える場合の情報開示
 - 財務諸表の注記に、①異常気象等により発生した資本的支出、費用、損失等、②カーボンオフセット及び再生可能エネルギークレジットまたは証書等の費用、③気候関連のリスクと不確実性が財務諸表へのインパクトの見積もりや仮定に影響を及ぼした場合の定性的な説明、について開示を要求
- ・ 一部企業に対する、Scope1・2 に対する限定的保証の要求

しかしながらこの規則は前述の通り産業界等による反対が大きく、現在執行が停止となっている¹⁶。バイデン大統領からトランプ氏への政権交代により、この規則の廃止の可能性も浮上しており、今後の動向が注目される。

(3) 海外でサステナビリティ開示を行った際の日本における開示

海外におけるサステナビリティ開示に関連して、サステナビリティ情報開示の公平性がワーキング・グループで議論になっている。具体的には、日本企業が CSRD 等の海外サステナビリティ開示基準による開示を行った場合、国内の投資家が海外の投資家よりも情報入手が遅くなること、必要な情報が得られないことがないようにすることが対象である。

¹⁵ 米国証券取引委員会（SEC）[SEC.gov | SEC Adopts Rules to Enhance and Standardize Climate-Related Disclosures for Investors](https://www.sec.gov/SEC-Adopts-Rules-to-Enhance-and-Standardize-Climate-Related-Disclosures-for-Investors)（2024年3月6日）

¹⁶ 鈴木裕「トランプ 2.0 で激変する米国 ESG 投資政策」（2024年11月7日）[トランプ 2.0 で激変する米国 ESG 投資政策](#)

現在の事務局案では、日本のサステナビリティ基準に準拠した開示を行っていない企業が海外のサステナビリティ開示基準に基づく開示を行った場合に限り、日本の法定開示書類で同等の情報が周知されるようにするため、臨時報告書での開示を提案している。しかしながら現状では、ワーキング・グループのメンバーの意見は賛否が分かれているため、今後の議論に注目したい¹⁷。

3. 企業の対応

ここまで、日本で現在開発中のサステナビリティ情報開示基準及び海外におけるサステナビリティ情報の開示について述べてきた。サステナビリティ情報の開示は質量ともに充実していく方向であり、投資家にとっては有益である一方、企業の実務対応への負担は年々重くなっている。そこで最後に、今後のサステナビリティ情報の開示強化に合わせ、企業でやるべきことについて整理したい。

(1) 法定開示に備えた外部評価向上への取り組み推進

サステナビリティ情報は、法定開示に先立ちすでに投資家の企業評価に幅広く活用されるようになってきている。その一例が ESG 評価機関による ESG レーティングである。独自の ESG 評価基準を設け投資判断の参考にしている機関投資家がいる一方で、投資判断や投資先との対話に ESG 評価機関のレーティングを活用しているケースも増えてきている。

中でも年金積立金管理運用独立行政法人（以下 GPIF）の ESG インデックスに基づく株式運用の取り組みは、大規模な資産を運用するアセットオーナーの動きとして、株式市場への影響も大きい。GPIF では 2015 年国連責任投資原則（PRI）に署名、2017 年度に国内株式を対象とした三つの ESG 指数を採用して運用を開始した（2018 年 3 月末時点、約 1.5 兆円）。2024 年 3 月末時点では、採用 ESG 指数は国内・外国株式の合計で 9 本、運用資産額は約 17.8 兆円（国内株式のみでは約 9.9 兆円）まで拡大している¹⁸。

ESG 指数の構成銘柄は、各々の評価機関が独自の метод論に基づき評価した ESG スコアをもとに選別されている。同業種の中で相対的に ESG スコアが劣っている場合指数に組み入れられないことから、ESG 指数の運用規模が大きくなればなるほど ESG スコアの差が企業評価や株価に影響を及ぼすことになる。また ESG スコアは、上述の通り該当する指数インデックスを運用していない機関投資家も投資判断の参考にしているため、その影響度はより大きいと言えよう。

従って、ESG スコアの向上を目指した開示の充実は、企業価値向上の観点からも意義深い。またスコア向上や指数への採用は、取り組みの成果として目に見えるため、実務的にも推進しやすい。加えて、ESG スコアは各々の評価機関の独自の метод論に基づき評価がされているが、その評価項目は GRI スタダード等の国際的なサステナビリティ開示フレームワークがベースとなっ

¹⁷ 金融庁 第 4 回金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証の在り方に関するワーキング・グループ事務局説明資料（2024 年 10 月 10 日）

¹⁸ 年金積立金管理運用独立行政法人「2023 年度 ESG 活動報告」

ており、開示すべきサステナビリティ情報に大きな違いがあるわけではない。これらのことから、サステナビリティ開示の義務化の準備も兼ねた ESG スコア向上の取り組みの推進は検討の余地がある施策と言えよう。

(2) 体制整備

サステナビリティに関する専任部署を設けている企業は多いと思われるが、情報開示の質・量の増加や開示タイミングの早期化により、一層の業務負担増が想定される。専任部署のマンパワーを増やすことも一案ではあるが、サステナビリティ情報は多くの部署が関わっていることから、各部署にサステナビリティ担当者を設け社内横断的な体制の整備も考えられる。そのような体制は、情報開示のみならず、サステナビリティの取り組み推進のためにも有用であると考えられる。

(3) 当たり前のことを明文化することの重要性

企業の担当者と話をしていて、「こんなことも開示するのですか」と聞かれることがある。その時には、「開示していなければ、例え取り組みを行っているとしても行っていないと認識される」と伝えている。

サステナビリティ開示で新たに開示が要求される内容には、①今まで取り組んでいない項目、②取り組んでおり社内的に方針やルールが定められているが外部公表していない項目、③取り組んでいるが企業活動として当たり前にやっており明文化されていない項目、の 3 種類があると考えている。①に取り組むのはなかなかハードルが高いが、②は外部公表するかどうかについて社内で意思決定さえすれば公表可能であるため、取り組みやすい。例えば、取引先の選定方針、人材育成制度、福利厚生の内容、等が挙げられよう。③は社会通念、法規制、倫理・道德に関わるような項目、例えば人権に関わるルール、税の透明性等が挙げられる。

その企業にとって「当たり前」のことは、企業、業種、地域、国が違えば当たり前ではなくなる可能性がある。また時代によっても当たり前は変化する。上記の②、③は企業の当たり前を明文化して外部に公表することで、企業のスタンスを明確化するという意味がある。明文化されていなければ、企業のスタンスを確認することもできない。もちろん、全ての社内規定や方針を外部公表することは必要ではない。また、企業秘密に属するような情報の開示を求めているわけでもない。あくまでも、企業価値評価や投資判断にとってサステナビリティの観点から重要と考えられる情報が、開示項目として要求されているのである。

—以上—